

伊勢原市市街地再開発事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市再開発法（昭和44年法律第38号。以下「法」という。）に基づいて、市街地再開発事業を施行しようとする者又は施行する者に対し、予算の範囲内において伊勢原市市街地再開発事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、伊勢原市補助金等の交付規則（昭和55年伊勢原市規則第19号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業 市街地再開発事業費補助（一般会計）採択基準に適合する事業で、この要綱に定める補助金の交付の対象となる事業をいう。
- (2) 補助事業者 前号に定める補助事業を行う次のいずれかに該当する者をいう。

ア 法に基づく市街地再開発事業を施行する市街地再開発組合

イ 市街地再開発事業の施行が予定されている地区内の土地について所有権又は借地権を有する者の3分の2以上が参加している組織（以下「再開発準備組織」という。）

2 前項に規定するもののほか、この要綱における用語の意義は、法第2条の定めるところによる。

(補助対象経費)

第3条 市長は、法第122条の規定に基づき、補助事業者に対し予算の範囲内で、次の各号に掲げる費用（再開発準備組織に対しては、第1号アに掲げる費用に限る。）の合計額の3分の1以内において、補助金を交付することができ

る。

(1) 調査設計計画費

ア 事業計画作成費

イ 地盤調査費

ウ 建築設計費

エ 権利変換計画作成費

(2) 土地整備費

ア 建築物除却費

イ 整地費

ウ 仮設店舗等設置費

エ 補償費等

(3) 共同施設整備費

ア 空地等に係る費用

イ 供給処理施設費

ウ その他の施設費

(4) 建築物の防災性能の強化に要する費用

2 前項に定めるもののほか、市長は、補助事業者に対し予算の範囲内で、市街地再開発事業費補助（一般会計）交付要綱（昭和49年6月5日付け建設省都再発第77号）別表－4（ア）欄の事業に係る前項第2号及び第3号に掲げる費用について、前項の規定により算出した補助金の額に、同表（イ）欄の係数を乗じて得た額を補助金として交付することができる。

（交付の要望）

第4条 補助金の交付を要望しようとする者は、伊勢原市市街地再開発事業補助金交付要望書（第1号様式）を補助金の交付を受けようとする年度の前年度の10月末日までに市長に提出しなければならない。

(内定通知)

第5条 市長は、前条の規定による補助金の交付の要望があったときは、補助事業者の活動内容等を審査し、必要に応じて実態調査を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の予算措置を行い、当該予算の議決後その旨を伊勢原市市街地再開発事業補助金内定通知書（第2号様式）により通知するものとする

(交付の申請)

第6条 前条第2項の規定により内定通知を受けた者は、規則第5条第1項の規定による伊勢原市市街地再開発事業補助金交付申請書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 経費の配分及び事業計画書

(2) 収支予算書

(交付の決定)

第7条 市長は、規則第6条の規定により、補助金を交付すべきものと決定したときは、規則第8条の規定による伊勢原市市街地再開発事業補助金交付決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

(変更交付の申請)

第8条 前条の通知を受けた者が、補助金の交付申請額を変更しようとするときは、伊勢原市市街地再開発事業補助金変更交付申請書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 経費の配分の変更及び変更事業計画書

(2) 変更収支予算書

(変更交付の申請)

第9条 市長は、前条の申請があり、審査等の結果交付する補助金額を変更すべきものと決定したときは、伊勢原市市街地再開発事業補助金変更交付決定通知

書（第 6 号様式）により通知するものとする。

（変更交付の決定）

第 10 条 規則第 6 条の規定により補助金の交付決定を受けた事業（以下「交付決定事業」という。）の内容若しくは経費の配分の変更（次条に定める軽微な変更を除く。）又は中止若しくは廃止をしようとするときは、伊勢原市市街地再開発事業補助金交付決定事業変更（中止・廃止）承認申請書（第 7 号様式）に変更の理由又は中止若しくは廃止の理由等を記載し、関係資料を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があり、審査等の結果変更又は中止若しくは廃止すべきものと決定したときは、伊勢原市市街地再開発事業補助金変更（中止・廃止）承認決定通知書（第 8 号様式）により通知するものとする。

（軽微な変更）

第 11 条 規則第 7 条第 1 項第 1 号の軽微な変更は、交付決定の基礎となった経費間の流用額が流用元又は流用先のいずれか低い方の額の 10 パーセント以内の額のものとする。

（申請の取下げのできる期間）

第 12 条 規則第 9 条第 1 項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から 10 日を経過した日までとする。

（補助金の交付）

第 13 条 補助金は、補助事業が完了した後において交付するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、伊勢原市市街地再開発事業補助金交付請求書（第 9 号様式）に伊勢原市市街地再開発事業補助金交付決定通知書又は伊勢原市市街地再開発事業補助金変更交付決定通知書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

（前払）

第 1 4 条 市長が特に必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず当該年度の補助金交付決定後、補助事業者からの請求があったときは、補助金の 1 0 分の 3 以内の額を前払することができる。

(部分払)

第 1 5 条 市長は、前条に規定する前払のほか、補助事業の進捗状況に応じ、3 回以内の部分払をすることができる。

2 補助事業者は、前項に規定する部分払を受けようとするときは、あらかじめ、請求書及びその他必要な書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項に規定する請求を受けたときは、出来高検査のうえ、その代金の 1 0 分の 9 以内の金額を支払うものとする。

4 前条の規定により、前払をした場合において第 1 項の部分払いをする場合は、そのつど同項の部分払金額から前条の前払金額に工事等の出来高歩合に乗じて得た金額を控除しなければならない。

$(出来高金額 \times 9 / 10) - (前回までの部分払金額) - (前払金額 \times 出来高金額 / 請負代金額)$

(実績報告)

第 1 6 条 規則第 1 4 条の規定による実績報告は、伊勢原市市街地再開発事業補助金実績報告書（第 1 0 号様式）により、当該補助事業の完了の日から 3 0 日を経過した日又は当該年度の翌年度の 4 月 2 0 日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(補助金額の確定)

第 1 7 条 市長は、伊勢原市市街地再開発事業補助金実績報告書が提出され、規則第 1 5 条の規定に基づいて補助金の確定を行った結果、第 7 条の交付決定の額（第 9 条の変更交付決定を行った場合は、その額）と確定額が相違する場合は、伊勢原市市街地再開発事業補助金確定通知書（第 1 1 号様式）により通知

するものとする。

附 則（平成 3 年伊勢原市告示第 1 3 号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成 2 年度から適用する。

附 則（平成 1 4 年伊勢原市告示第 1 3 6 号）

この告示は、平成 1 4 年 1 1 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 4 月 3 0 日告示第 1 1 1 号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和 6 年 9 月 1 8 日伊勢原市告示第 1 2 0 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

（伊勢原市市街地再開発組合事業補助金交付要綱の廃止）

- 2 伊勢原市市街地再開発組合事業補助金交付要綱（平成 5 年伊勢原市告示第 2 1 号）は、廃止する。

年度伊勢原市市街地再開発事業補助金交付要望書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

要望者名称及び
代表者氏名

年度において、伊勢原市市街地再開発事業補助金の交付を要望します。

交付要望額 千円

注 予算案及び事業計画案を添付してください。

年 月 日

様

伊勢原市長 印

年度伊勢原市市街地再開発事業補助金内定通知書

年 月 日付けで要望のありました伊勢原市市街地再開発事業
補助金の交付については、次のとおり交付する予定ですので、年
月 日までに伊勢原市市街地再開発事業補助金交付申請書を提出されるよう通
知します。

交付予定額 千円

（事務担当は、 ）

年度伊勢原市市街地再開発事業補助金交付申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年度伊勢原市市街地再開発事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

交付申請額 千円

注 経費の配分及び事業計画書並びに収支予算書を添付してください。

伊勢原市指令第 号
年 月 日

様

伊勢原市長 印

年度伊勢原市市街地再開発事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました伊勢原市市街地再開発事業補助金については、伊勢原市補助金等の交付規則第6条の規定に基づいて、次のとおり決定しましたので通知します。

1 補助金交付決定額 千円

2 交 付 条 件

（事務担当は、 ）

年度伊勢原市市街地再開発事業補助金変更交付申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年度伊勢原市市街地再開発事業補助金の変更交付を受けたいので、
関係書類を添えて申請します。

変更交付申請額 千円

注 経費の配分の変更及び変更事業計画書並びに変更収支予算書を添付し
てください。

伊勢原市指令第 号
年 月 日

殿

伊勢原市長 印

年度伊勢原市市街地再開発事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで提出されました変更交付申請書の内容を審査
しました結果、次のとおり変更交付決定しましたので通知します。

1 変更交付決定額 千円
(変更前の交付決定額 千円)

2 交 付 条 件

(事務担当は、)

年度伊勢原市市街地再開発事業補助金交付決定事業
変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

次のとおり伊勢原市市街地再開発事業補助金交付決定事業の変更（中止・廃止）について承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 変更の内容
（変更前）

（変更後）

2 変更の理由

伊勢原市指令第 号
年 月 日

様

伊勢原市長 

年度伊勢原市市街地再開発事業補助金変更（中止・廃止）
承認決定通知書

年 月 日付けで提出されました変更（中止・廃止）申請書の
内容を審査しました結果、次のとおり承認しましたので通知します。

変更（中止・廃止）の内容

（事務担当は、 ）

年度伊勢原市市街地再開発事業補助金交付請求書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

請求者名称及び
代表者氏名



交付決定のありました伊勢原市市街地再開発事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 交付決定通知額 千円

2 既交付額 千円

3 今回交付請求額 千円

4 未交付額 千円

5 添付書類

☐伊勢原市市街地再開発事業補助金交付決定通知書の写し

☐伊勢原市市街地再開発事業補助金変更交付決定通知書の写し

（注）上記のいずれかにレ印をつけてください。

年度伊勢原市市街地再開発事業補助金実績報告書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

補助事業者名称及び
代表者氏名

年度伊勢原市市街地再開発事業補助金に係る実績を次のとおり報告
します。

交付決定額	千円
実 績 額	千円
不 用 額	千円

注 事業成果報告書及び収支決算書（見込み）を添付してください。

伊勢原市指令第 号
年 月 日

殿

伊勢原市長 印

年度伊勢原市市街地再開発事業補助金確定通知書

年 月 日付けで提出されました実績報告書を審査しました結果、次のとおり確定しましたので通知します。

- | | |
|------------------|----|
| 1 補助金交付（変更交付）決定額 | 千円 |
| 2 補助金確定額 | 千円 |

（事務担当は、 ）